ハローワーク申請時に持参ください。

キャリア福祉カレッジ　実務者研修

○専門実践教育訓練給付制度とは

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額が支給される雇用保険の給付制度です。

支給対象者

○一般被保険者　（お仕事をしている方）

・受講開始日前までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

○一般被保険者であった方　（退職された方）

・一般被保険者でなくなった日から１年以内で、かつ受講開始日の時点で雇用保険の一般被保険者であった期間が通算２年以上の方

※教育訓練給付金支給を希望の方は、受講前にお近くのハローワークにて『支給要件照会』有無をあらかじめご確認ください。

給付金について

教育訓練の受講修了後、教育訓練施設に支払った教育訓練経費授業料など）の 50%（最大40万円／年間）が支給されます。さらに、受講修了後、介護福祉士資格を取得し、1年以内に一般被保険者として雇用された場合、教育訓練経費の 20%が追加で支給されます。（受講費用の最大 70%が支給される。）

《訓練校名》キャリア福祉カレッジ

《訓練コース名》	訓練期間	《指定番号》	受講料（税込）	《初回》50%支給	《追加》20%支給
介護福祉士実務者研修通信コース（無資格）	6ヵ月	3710019-2020011-1	120，000円	60，000円	24，000円
介護福祉士実務者研修通信コース（介護職員初任者研修修了）	4ヶ月	3710019-2020021-4	105，000円	52，500円	21，000円
介護福祉士実務者研修通信コース（訪問介護員2級修了）	4ヶ月	3710019-2020031-7	105，000円	52，500円	21，000円

ハローワーク申請時に持参ください。

ご利用の流れ

① 受講前の手続きをする。
受講開始日の1ヵ月前までにハローワークに必要書類（※）を提出し、支給申請をします。
「ジョブ・カード」（キャリアコンサルティングを受けて発行してもらいます。）の作成が必要となります。
2 週間ほど期日を要しますので余裕をもって行ってください。

② キャリア福祉カレッジにて「実務者研修」受講手続き

③ 受講終了後1ヵ月以内にハローワークに支給申請をする。（申請書類はキャリア福祉カレッジにて準備します。）→受講料の50％支給

④ 介護福祉士に合格し、かつ就職している場合、ハローワークに必要書類を提出し支給申請をします。→受講料の20％支給

※**ハローワークへの必要提出書類**　詳しくはハローワークにて確認ください。

- 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
- ジョブ・カード （キャリアコンサルタントとの面談時に発行されます）
- 本人住所確認書類 （マイナンバーカード、運転免許証など）
- マイナンバー確認書類 （マイナンバーカード、通知カードなど）
- 身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 写真 2 枚（正面上半身、縦 3.0cm×2.5cm）
- 通帳 or キャッシュカード

※**申請時に下記確認後お手続きください**

《訓練校名》キャリア福祉カレッジ
《訓練コース名》《指定番号》は表面、表からご確認ください
《訓練開講日》《訓練修了日》は下記、表からご確認ください

受講コース	資格	教室	訓練期間	《訓練開講日》	《訓練修了日》
1月コース	無資格	高松	6ヵ月	1月1日	6月30日
3月短期コース	初任者研修／訪問介護員 2 級	善通寺	4ヵ月	3月1日	
3月コース	無資格	高松	6ヵ月	3月1日	8月31日
5月短期コース	初任者研修／訪問介護員 2 級		4ヵ月	5月1日	
4月コース	無資格	丸亀	6ヵ月	4月1日	9月30日
6月短期コース	初任者研修／訪問介護員 2 級		4ヵ月	6月1日	
5月コース	無資格	高松	6ヵ月	5月1日	10月31日
7月短期コース	初任者研修／訪問介護員 2 級	三豊	4ヵ月	7月1日	
7月コース	無資格	高松	6ヵ月	7月1日	12月31日
9月短期コース	初任者研修／訪問介護員 2 級	善通寺	4ヵ月	9月1日	
9月コース	無資格	高松	6ヵ月	9月1日	2月29日
9月短期コース	初任者研修／訪問介護員 2 級	善通寺	4ヵ月		12月31日